



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月1日月曜日 第1900号外2

◇ 目 次 ◇  
規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... 1

公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程..... 1

## 規 則

### ○愛媛県規則第40号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（収納できる小切手等の支払地）</p> <p><b>第27条</b> 令第156条第1項第1号に規定する小切手等の支払地は、当該小切手等を受領する会計管理者等の所在する市町村の区域（東京都にあつては、特別区の存する区域）及びその他の区域であつて指定金融機関等において広域交換の方法により収納できる区域とする。</p>	<p>（収納できる小切手 〃 の支払地）</p> <p><b>第27条</b> 令第156条第1項第1号に規定する小切手 〃 の支払地は、当該小切手 〃 を受領する会計管理者等の所在する市町村の区域（東京都にあつては、特別区の存する区域）及びその他の区域であつて指定金融機関等において広域交換の方法により収納できる区域とする。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公営企業管理規程

### ○愛媛県公営企業管理規程第8号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年10月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

#### 愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（収納できる小切手等の支払地）</p> <p><b>第27条</b> 令第21条の3第1項第1号に規定する小切手等の支払地は、当該小切手等を受領する企業出納員又は現金取扱員の所在する市町村の区域とする。</p>	<p>（収納できる小切手 〃 の支払地）</p> <p><b>第27条</b> 令第21条の3第1項第1号に規定する小切手 〃 の支払地は、当該小切手 〃 を受領する企業出納員又は現金取扱員の所在する市町村の区域とする。</p>

#### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。